

## 教養教育に関するカリキュラムの見直し

法学部 鯨 越 溢 弘

### 1. 教養教育に関する法学部の理念

法学部においては、教養教育を四年間一貫教育の中でどのように位置付けるかという視点から検討をしてきた。教養教育に関しては、ドイツ流の人格的素養を養成するための教養教育という理念と専門基礎教養の教育という二つの理念が考えられるが、法学部においては、前者に関しては、僅か一年間の『教養教育』では実現不可能であり、生涯教育として位置付ける必要があるという立場から、後者に力点を置くこととした。

しかも、いわゆる就職協定の廃止、資格試験や公務員試験の実施時期等の影響により、4年次の前期における教育の空洞化が進んでいる現状を直視するならば、『教養教育』というよりは、法学部の新入生に対する教育をどのように行いか、という観点からカリキュラム改革を行う必要がある。

### 2. 新入生教育について

『教養教育』を新入生に対する専門基礎教養の教育として位置付ける法学部においては、新入生教育として、①卒業後の進路として魅力ある職業の発見を手助けするための講義、②専門教育を受けるために必要な思考法及び技術を修得させるための講義、③専門科目の学習意欲を喚起するための講義、④その他の一般教養を身につけるための講義を開講すると共にその受講を勧めてきた。

そして、この目的を達成するために、語学・体育といった必修科目に関しては、いわゆる『ブロック制度』を提唱し、法学部の新入生が、法学部の意図するカリキュラムに従って学習できるようにするよう『教養教育』を担当する大学教育センターに配慮を求めた。

4年生一貫教育を実現するためには、より一層の工夫と努力が必要であろう。

### 3. 語学教育について

『教養教育』における語学は、初修外国語と既習外国語があるが、僅か6単位の授業では、実際に役立つ教育は不可能である。そこで、法学部においては、新入生を対象として、英語に関してはイギリス（オックスフォード大学）・カナダ（アルバータ大学）において、ドイツ語に関してはドイツ（ボン大学）において、中国語に関しては、中国（精華大学）において、それぞれ1箇月間の『サマー・スクール』を開講し、更に、3～4年次に1年間の海外留学制度を活用する等、海外の大学における語学及び法・政治学の研修を行わせている。

このように、法学部の語学教育に関しては、教養教育の占める比重は相対的に小さいが、語学が必修科目として残存する限り、その教育内容及び水準に関して、4年間一貫教育の視点から改善を要請していく必要があるだろう。

### 4. 体育について

語学と並んで体育も教養必修科目に指定されているが、体力の増強及び技能の修得に関して疑問があると言わざるをえない。各種ボランティア活動及び部活動等の単位振替を検討する必要があるだろう。

### 5. まとめ

教養教育の実施に関しては、全学出動体制をとっているが、各学部の教育理念を明確にし、教育内容及び教育方法の改善を更に推し進めると共に、研究・教育の高度化に推進するためにも、人材の適正な配置と効率的な運用を検討すべきである。